

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びその	振替法の適用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行
利付国庫債券（五年）（第三十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適用	用を「振替法」という。の規定の適用	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で二千九十六億円	二億九千九百二十四万
五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円
振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金
す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと	す。の整数倍の金額によるものと
平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日	平成十五年十月二十七日
額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭	額面金額百円につき百円十九銭
日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額	日本郵政公社総裁は、払込金額
に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し	に「加え、次の算式により算出し

財務省告示第六百五十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 37}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十五年十月二十七日

十七 払込期日

平成十五年十月二十七日

十八 払込期日

平成十五年十月二十七日